

## 6－2：災害時における支援協力に関する協定（兵庫県ＬＰガス協会加印支部）

加古川市（以下「甲」という。）と、一般社団法人兵庫県エルピーガス協会加印支部（以下「乙」という。）は、加古川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 災害時において甲がＬＰガス及び燃焼機器等の機材（以下「ＬＰガス等」という。）を必要とするときは、甲は乙に対して要請書（様式1）により避難所等への供給について協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話等をもって要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときは、ＬＰガス等を優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

### （引渡し）

第2条 ＬＰガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ、引き取るものとする。

### （安全点検の実施）

第3条 乙はＬＰガスを供給するときには、供給設備並びに消費設備の安全点検を行うものとする。

### （経費の負担）

第4条 乙が供給したＬＰガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害時直前ににおける適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。

### （災害時の情報提供）

第5条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

### （連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（1） 甲及び乙は、連絡責任者を定め、様式2により報告するものとする。

（2） 甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年10月26日

甲 加古川市加古川町北在家200番地  
加古川市  
代表者 加古川市長 樽本庄一

乙 加古川市加古川町平野501番地  
一般社団法人兵庫県エルピーガス協会加印支部  
代表者 支部長 南光弘